



23消安第4192号  
平成23年11月18日

一般社団法人ペットフード協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」の一部改正について

EU向けに我が国から輸出される食品及び飼料に関して、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け制定された、欧州委員会規則（以下「EU規則」という。）第961／2011号により求められている証明については、「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」（平成23年3月31日付け22消安第10259号）により対応しているところです。

今般、当該証明書の発行を各地方農政局において実施することとし、申請先を変更しました。つきましては、当該通知を別紙のとおり一部改正しましたので、御了知の上、貴会会員に周知願います。

別 紙

○「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」

(平成23年3月31日付22消安第10259号農林水産省消費・安全局長通知) 新旧対照表

(下線の部分は改正箇所)

改正後	改正前
別紙	別紙
EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について	EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について
第1～第3 (略)	第1～第3 (略)
第4 証明書の申請手続	第4 証明書の申請手續
1 証明書の発行を申請する者は、次の(1)から(7)までに掲げる書類を消費・安全局畜水産安全管理課長又は各地方農政局長宛に提出するものとする。	1 証明書の発行を申請する者は、次の(1)から(7)までに掲げる書類を消費・安全局畜水産安全管理課宛に提出するものとする。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
2 畜水産安全管理課又は各地方農政局消費・安全部安全管理課は、第4の1の(1)から(3)まで、及び必要な場合は、(4)から(7)までの内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。	2 畜水産安全管理課は、第4の1の(1)から(3)まで、及び必要な場合は、(4)から(7)までの内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。
(削る)	第5 申請先
	1 ペットフード（観賞魚用飼料含む。）
	消費・安全局畜水産安全管理課 愛がん動物用飼料対策班
	(Tel 03-6744-1708)
	2 養殖魚用飼料

消費・安全局畜水産安全管理課 飼料検査指導班  
(Tel 03-3502-8702)

(別記様式 1)

EU 向けペットフード等の輸出に関する証明申請書

年 月 日

各地方農政局長

消費・安全局畜水産安全管理課長

) 殿

申請者 住所  
氏名 印

私は、本通知別記様式 2 に基づく証明書について、下記の事項の裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。なお、提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

また、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことについて了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づいて、貴局(課) 及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

(略)

(別記様式 1)

EU 向けペットフード等の輸出に関する証明申請書

年 月 日

消費・安全局畜水産安全管理課長 殿

申請者 住所  
氏名 印

私は、本通知別記様式 2 に基づく証明書について、下記の事項の裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。なお、提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

また、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことについて了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づいて、貴課 及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

(略)

(別記様式2) (略)

(別記様式2) (略)